

平成31年3月27日

事業主
健康診断担当者様

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会
松本健診所
所長 森泉 哲次

特殊健康診断における表記変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、特殊健康診断結果におきまして、診断の表記を変更させていただく事となりましたのでお知らせ致します。

従来使用しておりました「管理A」「管理B₁」等に替わり、平成31年4月1日実施分より「異常なし」「要精密検査」「要治療」等の診断に変更させていただきます。詳細につきましては、下記の表をご参照ください。

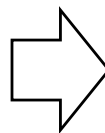
また、特殊健康診断実施後の「健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）」につきましては、引き続き、産業医様または地域産業保健センター選任医師等にご依頼の上、『医師の意見』の欄への記入を頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

敬具

記

<従来の表記>

管理A
管理B ₁ 、B ₂
管理C



<変更後の表記>

異常なし
要経過観察
要精密検査
要治療

健康診断・事後措置等の適切な実施のため、ご理解ご協力を賜りますようお願い致します。

以上

【問い合わせ先】

松本健診所 健康管理課 永田
TEL0263-40-3911 FAX0263-40-3651